

# ウズベキスタンにおける中小企業政策の変容とその成果

The Change in SME Policy and its Outcome  
in Uzbekistan

カン・ビクトリヤ

一橋大学経済研究所世代間問題研究機構非常勤研究員

〒186-0005 東京都国立市西 2-2-12-F

E-mail: kviktoriya@gmail.com

電話番号 : 090-1809-7781

Viktoriya Kan

Center for Intergenerational Studies,

Institute of Economic Research, Hitotsubashi University

## ウズベキスタンにおける中小企業政策の変容とその成果

### 日本語の要旨

本稿では、移行改革の進度が遅いのに関わらず、中小企業が急速な発展を遂げているウズベキスタンにおいて、中小企業政策の形成とその後の改革の進行に対応した政策転換が果たした役割を検証する。まず同国の中小企業政策が、2000年以降の改革の深化に対応し、過剰な規制や参入障壁の撤廃に重点を置く方針へと転換し、この規制緩和が改革の進行との相乗効果を生み、中小企業発展を大きく促進した事を詳細な資料を用いて明らかにする。

### キーワード

移行経済、中小企業、中小企業政策

## The Change in SME Policy and its Outcome in Uzbekistan

### English Summary

This article explores the consequences of the changes in SME (Small and Medium-sized Enterprise) policies made in Uzbekistan. First, we describe the primary characteristics of the SME policies formed at the early stages of transition. Following this, we argue that in the later period, SME policies were modified in response to the acceleration of the transitional reforms started in 2000. We end by concluding that SME policies in Uzbekistan had substantial complementarities with overall transitional reforms, enabling small firms to exploit the opportunities generated by privatization and deregulation.

## ウズベキスタンにおける中小企業政策の変容とその成果

### 1. はじめに

移行諸国では規模の経済性および計画遂行が優先されていた中央計画経済の廃止に伴い、集中度の高い産業構造や価格体系の歪み、消費財やサービスの慢性的な不足などの一連の問題が顕在化した。そこで、経済の迅速な回復と活性化のため、大企業では果たしえない中小企業ならではの役割が、研究者によって重要視されることとなった（UN, 1995; Gibb, 1995）。

ただし、市場経済への移行開始後、社会や経済が大きく混乱していたため、中小企業の立場は、資金調達面も含めて非常に脆弱であり、国家の強力な支援政策が不可欠であると多くの研究が指摘している（McMillan and Woodruff, 2002; Smallbone and Welter, 2001; World Bank, 2002）。また、中小企業の機能を通じて、社会的安定及び国民厚生の上を目指すことに移行期の国家介入の根拠があるとの主張もなされた（OECD, 1999）。

移行期に、中小企業が直面する行政障壁等の問題や中小企業政策の体系を検証してきた研究は多い（OECD, 2001; McIntyre, 2003; Абагъров, 2000; Khalmurzaev, 2000）が、移行戦略、つまり急進主義と漸進主義の間の選択が中小企業政策の体系にどのような影響を与えて来たのか、その重要性にも関わらず、についての議論は発展を見せずにいる。つまり、移行改革と整合的な中小企業政策のあり方とその成果に関しては、これまで具体的な注意が払われて来なかったのである。

特に、漸進的改革を選択し、国民経済において広範な国有部門を維持し続けてきたウズベキスタンは、市場化・私有化・自由化において大幅な遅れを取り、市場インフラの未整備や競争制限的な規制が国際機関や研究者によって厳しく非難されてきた（World Bank, 2008; International Crisis Group, 2003; International Finance Corporation, 2002）。しかしながら、近年の傾向を見ると<sup>1)</sup>、中小企業による国内総生産への寄与度は急速に伸長している事が分かる。例えば、中小企業発展の推移をみると、移行改革が相対的に進んでいるロシアでは、中小企業数は、2001年の110.85万社から2006年の128.78万社まで、16.17%の増加、年平均では3.2%の増加に留まっている。他方、ウズベキスタンでは、2001年の17.8万社から2006年の34.6万社まで、94.4%の増加、年平均では18.9%もの増加を見せているのである<sup>2)</sup>。

そこで、本稿では、移行改革が遅れているものの、中小企業部門が急速な発展を遂げているウズベキスタンにおいて、中小企業発展の促進要因として、移行改革と中小企業政策がどのような役割を果たしたのか、という問題を提起する。具体的には、移行改革の進行に対応して行われた中小企業政策の修正が中小企業発展へ与えた影響について検証する事を目的とする。

なお、移行改革に応じた政策の転換が中小企業発展へ与えた影響を検証するために、現在までの移行期 17 年を、漸進主義的改革に特徴付けられる 1991 年から 2000 年までの「移行前期」と、構造改革を含む抜本的改革の深化が進行した 2000 年以降の「移行後期」に分けて分析を行う。

本稿の構成は以下の通りである。次節では、移行経済における中小企業政策の必要性とそのウズベキスタンにおける形成過程について述べ、同国の中小企業の発展推移を概観する。第 3 節では、移行前期の中小企業政策の特徴とその成果を考察し、政策実施の際に生じた発展阻害要因となる問題を論じる。第 4 節では、移行後期の構造改革の実施にともなう中小企業政策の転換とその影響を検証する。最後に、本稿の結論を述べる。

## 1. 中小企業政策体系の形成

### 2. 1 中小企業発展の歴史的初期条件

1985 年以降の「ペレストロイカ」の下、ソ連は計画経済に市場的要素を導入する方針に転換したが、中小企業に関しては、1986 年の「個人労働活動法」の施行によって、経済活動は大幅に自由化され、ソ連市民は営利を目的とした経済活動を行う権利を得た。そして、一連の私的な経済活動に関する法律の制定によって、新たな所有形態<sup>3)</sup>も認められることとなった。これを受け、軽工業、外食産業、住宅管理・公共事業及び商業といった部門において、中小規模の企業を中心とした私的な経済活動、いわゆる「新しい小規模経済形態」、特にその典型的な例としての協同組合とアレンドラ企業<sup>4)</sup>が登場した。この時期に生じた中小企業家精神の発展は後の中小企業活動の土台になっていく。ただし、これらの企業は経済的・社会的混乱の下にあり、体制移行の原動力としての役割を積極的に果たせるようになるためには、国家による強力な支援が必要となった。

### 2. 2 中小企業政策の必要性

#### 1) 市場経験の不足

70 年もの間続いた中央計画経済体制の帰結として、特に働き盛りの世代に、旧体制時代の経済活動への姿勢や「社会主義教育」の影響が強く残り、この市場経済の体験の欠如は体制転換期の中小企業発展を妨げる要因となった (Smallbone and Welter, 2001)。そこで、市場経済原理が国民に浸透するまでの間、潜在的企業家に経済活動に対する消極的態度の転換を促すために、政府の長期的な努力が求められるようになった (UN, 1995; OECD, 2001)。

## 2) 移行経済における中小企業の一般的役割

また、市場経済化が開始されると、国有大企業のリストラは不可避となり、各国政府は計画生産の縮小、失業者増加といった深刻な問題を中小企業の発展によって緩和しようとした（Абатуров, 2000; Исаходжаев, 2002）。主に期待された役割として、企業新設による民間部門の拡大を通して、国有部門の縮小で生じた失業者の受け皿の確保、競争促進による慢性的な供給不足の解消、独占の解体、効率的な資源配分の実現、技術革新及び新たな製品・サービスの提供があり、法的枠組みや支援政策を急速に整備する事が必要となった。

## 3) ウズベキスタンに特殊的な中小企業の役割

しかしながら、旧ソ連各国の間でも、主にソ連時代から継承した経済構造が異なるために、政策体系の中で中小企業政策に割り当てられる優先度が異なっている。ウズベキスタンでは、農業部門が伝統的に高い比重を占め、農業への雇用の集中度も高かった<sup>5)</sup>。このため、移行過程で、政府は農業部門の安定化政策を優先する事が重要な優先課題となった<sup>6)</sup>。このように、旧ソ連諸国には共通して中小企業の重要性が認識されていたが、ウズベキスタンにおいては、特に農村地域の中小企業発展が強く期待されていたのである。

## 2. 3 国家支援政策体系の形成

### 1) 中小企業活動を支える法的基盤の確立

ウズベキスタンでは独立直後から、1991年の「企業活動に関する」法律をはじめ、中小企業関連の法的枠組みが整備されることとなった<sup>7)</sup>。この枠組みは、中小企業の定義、企業家の権利とその保護、自由経済活動の保障、課税体系、中小企業向けの融資及び保険制度等、主に中小企業の経済活動を取り巻く制度的枠組みを確立するものとなっている。これらに加え、中小企業経済活動の各側面（国家登記制、ライセンス制、監督制、報告書提出の義務等）に関して追加的な法律や大統領令、政府決定等が多数制定された。

### 2) 移行期における中小企業の定義

中小企業主体の中では、国家登記の義務を負う中小企業（農業経営体を含む）と国家登記無しの個人労働活動（個人農場を含む）は区別して扱われている<sup>8)</sup>。なお、中小企業の従業員数の上限は業種間で異なり、中小企業については製造業の大部分では100人未満、農業と製造業の一部業種で

は 30 人、建設業では 50 人、小売・サービス・その他の非製造業では 20 人、卸売・飲食産業では 30 人である。そして、小企業については、製造業の大部分では 40 人、農業・建設業と製造業の一部業種では 20 人、小売・研究開発業とその他の非製造業では 10 人未満であり、マイクロ企業については、製造業の大部分では 10 人、サービス業と商業では 5 人となっている<sup>9)</sup>。ただし、ウズベキスタンの定義では、中小企業の所有形態及び固定資本金（または売上高等）に関する基準と、当該企業以外の法人（官省庁、大企業、外国法人など）が出資する際の出資比率の上限が設けられていない事が特徴的である<sup>10)</sup>。つまり、国有大企業が中小企業の株式の 51%以上を所有しても、その企業は政策支援の対象として扱われ、その他移行諸国と異なり、ウズベキスタンでは中小企業と定義されている企業は必ずしも民間企業であるとは限らない。

## 2. 4. 中小企業の発展推移

さて、移行期ウズベキスタンにおける中小企業部門の発展を統計的に把握するため、主要経済指標に占める割合を見よう。表 1 から、1999 年から 2006 年までの間に、中小企業部門が国内総生産に占めるシェアは 29.1%から 42.1%に、就業者総数に占めるシェアは 47%から 69.3%に、企業総数に占めるシェアは 66.8%から 96.5%にというように、どれも安定的に増加し、特に 2004 年以降の期間に著しい増加を見せている事が分かる<sup>11)</sup>。なお、中小企業数及びその就業者数の実数を見ると、当該期間中にどちらも 2 倍に増え、中小企業部門の顕著な拡大傾向が見て取れる。

しかしながら、国家統計局によって発表される国内総生産と就業者総数に占めるシェアは、個人農場と農業経営体が含まれており、これらを除いた数値を計算すると、2006 年の生産高に占めるシェアは 23.5%、雇用におけるシェアは 17.6%と大きく低下する。特に、中小企業の密度（住民千人あたりの中小企業数）を見ると、2000 年にはわずか 6 で、2006 年までの間に 2 倍に増加したが、それでも先進諸国や中東欧移行諸国の平均である 35 を遥かに下回る（World Bank, 2008）。その上、前述の中小企業の定義を考慮すると、中小企業発展指標は民間部門に限った値よりも過剰評価されている可能性も考えられる。なお、中小企業数を業種別に見ると（表 2 を参照）、2000 年と 2006 年のどちらも中小企業総数の 60%以上が農業と商業に集中していることが分かる。ただし、二時点間の変化を比較すると、農業においては倍増したのに対し、商業では半減している。

そこで、以下ではまず移行前期において、中小企業が期待されている役割を十分に果たせるよう、政府がどのような支援政策を採択し、またその実施が中小企業にどのような影響を与えたかについて考察する。

### 3. 移行前期（1991 - 2000 年）：国家支援政策の特徴と成果

#### 3. 1. 国家支援政策の特徴

ウズベキスタンでは、1995 年に制定された「ウズベキスタン共和国小規模企業及び私有企業活動国家支援プログラム」（以下は国家プログラムと表記）により、中小企業に対する国家支援政策の原則的枠組みが成立された。国家プログラムには中小企業政策の目標、課題、遂行期間、政策の方向性、プログラム実現を担当する省庁、及びプログラムの財源が明記されている。1995 年から政府は国家プログラムに基づいて具体的な支援措置を年ごとに実施してきた。措置は、短期的措置（1995 - 1996 年に遂行されるべきもの）と長期的措置の二つに分けられている。また、短期的措置では、特に中小企業の育成・発展に関する法的枠組みの確立が重視され、長期的措置では、改革の進展に伴う中小企業のためのビジネス環境整備に重点が置かれている。

政府が中小企業に期待した役割は、国家支援政策の目標の中に見ることが出来る。政策の目標として、1) 一般大衆の経済活動への誘導・参加促進、2) 農村を中心とした新規雇用の創出、3) 農村におけるインフラと市場的關係の重点的發展を促進する条件の確立、4) サービス産業における中小企業の大幅な増加（特に銀行、会計、コンサルティングといった知的集約的な分野）、5) 輸出指向型の柔軟で小規模な生産を行う中小企業の参入促進、という 5 つの目標が設定されている。この目標設定から、中小企業政策には、ソ連から継承した産業構造に起因する農村問題の解決の必要性が反映され、当該地域の中小企業の育成に特に焦点を当てている事が分かる。そして、サービス業と輸出業に従事する企業の育成が目標として設定され、優先分野として製造業やイノベーションが設定されていないことも特徴として指摘できる。なお、市場経済の導入に最も必要不可欠な競争環境の確立は主要目標として設定されていない<sup>12)</sup>。この背景には、ウズベキスタンの改革が漸進主義的であるという事実があり、すなわち、鉱工業における国有大企業の私有化はそれほど積極的には進められず、製造業の国家支配（次節で後述）が存続していたため、新規に開業した民間中小企業に期待された役割は、市場経済の原動力となる競争や技術集約的なイノベーション促進というよりは、主にサービス業の発展や農村地域における雇用創出であった。

国家プログラムの具体的な課題としては、1) 中小企業の経済活動とその権利保護に関する法的枠組みの確立、2) 中小企業の各種経営資源へのアクセスの改善（資金、使用されなくなった国有の設備等）；3) 製造業・金融・科学技術等の分野における中小企業の重点的な支援；4) 中小企業発展のための市場インフラ、効率的な制度の整備；5) 熟練労働者の育成、従業員の資格再試験制度・技能向上システムの整備；6) 中小企業を支援する非国家組織の役割の拡大；7) 中

小企業が生産者・事業者団体に入会する際の支援が設定されている。

支援措置を遂行するための融資・資金供与の財源としては、私有化関連歳入 50%、中小企業支援基金、公的資金・商業銀行による融資枠、企業に強制加入義務のある社会保障制度の収入の一部、そして外国資本に言及がされている。

### 3. 2 実施された具体的措置

#### 1) 中小企業向け税制

1998 年以前の段階では、全企業を対象とする一般的な課税スキーム以外は存在しなかった。このスキームには、国家税（法人税は 26%、付加価値税は 20%等）と地方税が含まれていた。1998 年、中小企業を対象とした簡素化スキームが導入され<sup>13)</sup>、中小企業が以下の 3 つから一つを選択する事となった。第一は固定税で、短期駐車場、児童用ゲーム施設、遊泳施設といった特殊な業態に適用されるが、業種によっては最低賃金の数倍の額が適用された。第二は総収益税で卸売り・小売業では売上高の 25%、その他の産業では売上高の 10%を納め、第三は統一税であり、多角化企業と統一地租農業に従事する企業に適用された。この簡素化スキームでは、中小企業は平均的に総収益の約 23%を納税し、これは一般的な課税スキームの平均比率と比べ、5%程度低くなっている。

#### 2) 資金調達のメカニズム

中小企業に対する優遇融資スキームには以下の 4 つがある。第一は「民間企業活動及び小規模企業支援基金」（ビジネス・ファンド）であり、中小企業向け融資の受け皿として設立され、国家予算を財源として中小企業活動主体へ資金供与を行い、全国的な地域レベルの拠点網を有する。なお、この基金の主要な機能は、設備投資向け融資だけでなく、企業設立資金や設備等のリース資金の融資、民間金融機関への信用保証、中小企業への情報提供・コンサルティングといった幅広い支援が含まれる。第二は民間基金による融資で、これは、国有企業の私有化や民間企業から徴収される特別税等からの歳入の一部が、諸国家基金を通じて、市場利子率を下回る利率で、中小企業金融の原資として商業銀行に配分されるルートである<sup>14)</sup>。商業銀行の利子率は、融資目的によって異なるが、公定歩合の 3 分の 1 から 6 分の 1 の間に設定された。第三のスキームは優遇融資基金を通じた融資で、中小企業に対する優遇融資を行う目的で、商業銀行が収益の一部（25%が上限）を出資し設立した基金を通じての融資ルートである。この融資の利子率は、公定歩合の半分以下である<sup>15)</sup>。最後に商業銀行によって提供されるマイクロファイナンスがあり、これは、主に貧困削減を目的とし

た小規模の融資（融資額は5千から1万ドル）で、利子率は公定歩合を下回るよう設定され、その原資の50%は現金で調達された<sup>16)</sup>。

なお、全体として、国家支援基金及び商業銀行による中小企業金融の規模は、実施金融機関の間で多少の差があるものの、平均額は一件当たり1500 - 5000ドル、平均与信期間は2 - 6カ月間、平均貸出金利は24%であった。なお、2001年の公開データによると、当該年には中小企業向けローン・ポートフォリオは1,870億スム（約442百万ドル）であった。そのうちの1,443億スム（約341百万ドル）が商業銀行から、残額は国際金融機関（アジア開発銀行、世界銀行、欧州復興開発銀行）と民間基金から調達され、総額に占める割合はそれぞれ18%と5%であった<sup>17)</sup>。

### 3) 対外経済活動の促進措置

中小企業の活動に限ると、5つの優遇措置が定められていた。第一は交換可能通貨建て取引を行う中小企業のためのスキームで、財・サービスの輸出比率に応じて所得税率が逡減する減税措置が設定され、総売上高に占める輸出のシェアが15%以上30%以下の場合、税率は30%軽減され、30%以上の場合、税率は半分となる。第二のスキームは新規に設立された輸出指向型企業と輸入代替品製造企業のためのもので、児童用製品が総生産高の25%以上を占める場合は、操業開始から5年間は法人税が全額免除、6年目以降は税率が半減し、設立時に外資が50%以上を占める場合は、操業開始後2年間は法人税免除の恩恵が受けられる。第三は交換可能通貨建て輸出取引を行う中小企業に対する付加価値税の免除であり<sup>18)</sup>、第四は交換可能通貨で自社製の財・サービスを輸出する中小企業に対する資産税の軽減措置で、製品・サービスが当該企業の総売上高に占める割合が15%以上25%以下の場合、30%の軽減、25%以上50%以下の場合、50%の軽減、50%以上の場合、全額免除された<sup>19)</sup>。最後に輸出税の免除が設けられた<sup>20)</sup>。

### 4) その他の措置

減価償却の加速化、キー・インフラ（電気・水道等）の利用に関する特権、国家発注への優先的参加、私有化対象の土地・工業用不動産の譲渡に際しての優遇措置も法令によって定められ、政府は中小企業に関わる法的枠組み、優遇措置の設定に向け努力を重ねてきた。次節では、これらの措置が効果的であったのか、また国家プログラムで設定された目標が成功裏に達成されたのかどうかを考察する。

### 3. 3. 国家支援プログラムの達成度

支援政策の成果を検証するために、国家プログラムで設定された目標値と実現値との比較を行う。

第一の「一般大衆の経済活動への誘導・参加」については、就業者総数に占める中小企業就業者の割合は、表1に見るように、2000年には49.7%で、移行前期における移行他国の水準に比べ低く、また中小企業主体の74.5%は法人を設立せず、個人労働者として活動している。この背景には、法人を設立してしまうと、多くの政府規制に直面せざるを得ないという事実があると考えられる。

また49.7%という数字自体も、政策の成果のみでは説明できない。なぜなら、共同組合が1988年の550社、就業者数1万人から1991年の9,779社、就業者数26.9万人にまで、1991年までに企業数では、20,838社のアレンダ企業、と個人労働活動も、就業者数では、それぞれ13.3万と3万人を超え<sup>21)</sup>、ソ連崩壊後に、中小企業として再登記される事となった。それに、移行前期、1991年の「ウズベキスタン共和国における非国家化及び私有化に関する法」に従い、1992年に52,782社、1993年に32,571社の商業とサービス業の小規模国有企業が私有化され<sup>22)</sup>、中小企業部門の就業者の拡大をもたらした<sup>23)</sup>。その上、ウズベキスタンの場合、旧ソ連時代にも小規模の交易（バザールやチャイハナ）がその他の移行諸国（例えば、ロシアとカザフスタン）に比べ、伝統的に発達しており、移行前期の中小企業就業者の占める高い割合は、政策でもたらされたというよりも、共同組合やアレンダ企業の再登記、そして小私有化の実施により、登記上、中小企業となった企業を反映しているとも考えられる<sup>24)</sup>。

第二の「農村を中心とした新規雇用の創出」の目標については、地域レベルでの新規雇用についての具体的データが得られないので正確には把握できないが、都市と農村地域の中小企業密度を比較してみると、農村では5から8の間であるが、都市では、10から13の間であり、農村における雇用創出効果は、大都市のものよりも低い事を類推出来る。

第三の「農村におけるインフラと市場的關係の重点的發展を促進する条件の確立」のために、政府は、農村の中小企業向けの生産インフラ（灌漑用水路、排水機械、倉庫等）の整備、景気動向調査の実施、登記などの経営に必要な手続に関するカウンセリングなどを行う「生産者・企業家会議所」の設置、中小企業支援・保護局の地域出張所網の整備を行った。ただし、2001年のIFC調査<sup>25)</sup>によると、調査対象の企業家のほぼ5割が地域にある上述のような組織について知らず、残りの5割の回答者のうち、90%以上が当該組織によって提供されるサービスを受けたことがないと答えたことから、このようなインフラストラクチャーはまだ十分ではなかった事が分かる。

第四の「サービス産業における中小企業の大幅な増加」については、表3の中小企業総数に占め

るサービス業の中小企業の割合を見ると、1994年の33.5%から1998年の60.4%に、また表4に示すように、総生産高に占めるサービス業中小企業の割合は、1999年の35.9%から2000年の37.9%に増加し、サービス業における中小企業部門の拡大が確かに読み取れる。ただし、移行前期には、サービス業に広範なニッチ市場が存在していたことを考慮すると、これも政策の成果とは一義的に言い切れない。なお、2000年の商売及び有料サービスの生産高のうち、個人労働活動によるものが約85%以上を占めていることから、サービス業に従事する企業は、まだ簡素な日常サービスや小売、取引仲介といった業態に集中している傾向が分かる<sup>26)</sup>。

第五の「輸出指向型の柔軟で小規模な生産を行う中小企業の参入促進」については、輸出額に占める中小企業の割合は1999年の29.4%から2000年の10.2%まで低下し、非常に低い水準に留まっている(表5を参照)。この事から、前述した国際貿易活動に対する優遇措置にも関わらず、輸出志向型中小企業の安定的な発展にはまだ多くの障壁が残っていたと言える。

このように、政策目標と現実の間には相当の乖離が生じていた。そこで、次には、移行前期の複雑な混乱状況を所与として、国際貿易をはじめ経済活動に従事してきた中小企業は、どのような障壁に直面していたのか、また実施された政策がなぜ政府の意図に沿った成果をもたらさなかったのかという問題について検討する。

### 3. 4. 政策実施上の諸問題

移行前期に、政策の効率的な遂行を阻害したと思われる要因として次の点が挙げられる。

#### 1) 税制に関する問題点

ウズベキスタンの中小企業は、簡素化スキームに含まれている税の他に、いわゆる「隠された税」(hidden taxes)を支払うことが多かった。「隠された税」には条例、省令に基づく国家基金(年金基金、雇用基金、道路整備基金など)、慈善基金、街頭美化プロジェクト、国民祝祭日関連の催事の資金等への様々な形の支払いが含まれ、従業員へ支払われる賃金総額の37%以上が失われることになる。このように、中小企業の税制自体は簡素化されたものの、小企業が直面する負担は依然として大きかった。なお、法律の適用範囲の狭さ、租税法制の頻繁な変更、徴税規則に関する情報の周知の不徹底、専門知識の不足した税務官僚といった移行期の事情を反映する諸問題も存在した<sup>27)</sup>。必然的に、脱税を図る中小企業家が多数現れ、雇用する従業員と正式の労働契約を結ばないケースも多く見られた<sup>28)</sup>。

## 2) 資金調達に関する問題点

中央計画経済の下では非常に制約されていた銀行部門は、資金流通の担い手、市場経済を円滑に運営する主体としての役割を果たすことを期待されていたが、移行前期には効率的な金融仲介機能の形成は遅々として進んでいなかった<sup>29)</sup>。このため、国家基金と商業銀行が積極的に融資に踏み出す段階に至っておらず、特に、金融機関が中小企業向け融資に関する十分なノウハウを蓄積していないこと<sup>30)</sup>、移行前期の不確実性の高いマクロ経済環境下にあつて金融機関の貸し出し行動が過度にリスク回避的になっており、高いリスクを伴うことの多い中小企業向け融資を手控える傾向にあつた。

## 3) 対外経済活動に関する問題点

中小企業が財・サービスを輸出する際に、移行前期に最も深刻な障壁となつていたのは、外国為替管理に関わる次の三つの問題であつた。第一は、外国為替の自由交換の制限であり、これに付随し複数の為替レート（公式レート、商業レート、公認銀行間交換レート、ブラックマーケットレート）が並存していることである<sup>31)</sup>。この外貨交換制限のために、輸出入取引に必要な外貨が入手困難になり、中小企業家の貿易活動が直接的に阻害されるだけでなく、輸入原材料を用いる製造業者も深刻な影響を受けていた。第二の問題は、輸出取引（自社製品の輸出の場合を除く）で入手した交換可能通貨の一部（入手額の50%）の中央銀行への売却義務である。中小企業家が海外市場で商品・サービスを販売した場合、獲得した外国為替は国内で自由に交換できず、それを国内銀行口座へ振りこみ、実勢レートの2分の1程度の公定レートに従つて中央銀行に売却する義務があり、輸出で獲得した利益が目減りするだけでなく、運転資金調達に与える影響も大きく、貿易活動参加のインセンティブを奪う要因となつていた。第三に、契約では、海外の取引相手が100%の先払いを行うか、決済銀行からの支払保証を受けることが必要とされている。この条件は、移行期の経済的不安定、インフレ等の環境の下で、特に新規に設立された中小企業の国際市場への参入を阻害した大きな要因である。なぜならば、輸出品の品質を信頼させ、かつ100%の先払いに同意する取引相手を見つけるのは非常に困難であつたからである。このような措置の本来の目的は、政府が海外の取引相手から国内企業を保護することであつたが、実際には、行政手続の煩雑さだけでなく、取引費用の上昇をもたらし、結果として商品・サービス価格を上昇させ、企業競争力を弱めることとなつた<sup>32)</sup>。

#### 4) 中小企業に対する国家規制・介入に起因するその他の問題

膨大な数の法令とそれらの継続的な改廃、法令上の定義の曖昧さと多義的な表現の多用、法令間の内容上の相互矛盾等は移行前期において顕著な問題であり、中小企業の活動は大きな制約を受け、市場への参入費用が増加した<sup>33)</sup>。また複雑な企業登記手続も中小企業の市場参入障壁となっていた<sup>34)</sup>。さらに企業は企業登記終了後も、実際に経済活動を開始するためにはさらに「許可」<sup>35)</sup>を取得する必要があり、この「許可」を取得するためには、長期間にわたる手続きと高額の発行費用が必要であった。また移行期の中小企業は監督機関による頻繁な検査にも悩まされていた。法定回数を遥かに上回る検査、検査に訪れた官僚による故意の情報操作等、数々の問題が存在し、企業活動を大いに阻害していた<sup>36)</sup>。ライセンスの付与についても問題が多く、取得が義務付けられているライセンスの数が多すぎることも、また、手続の複雑さ、法令の曖昧さ、高額のライセンスの取得費用および手続に要する期間の長さも指摘されていた<sup>37)</sup>。

このように、移行前期には、政策の目標とその実現値の乖離の原因として、国家が過剰な規制を行い、また市場インフラの整備されていなかったことが挙げられる。法人の設立が不利に働くような国内の劣悪なビジネス環境が、法人格を持つ中小企業ではなく、個人労働活動の発展を導いたと考えられる（表1を参照）。

#### 4. 移行後期（2001 - 2007年）：改革の深化と国家規制の緩和

中小企業は2000年以降、急速な発展を見せてきた（表1を参照）。なお、その業種別分布をみると、特に農業に従事する中小企業の割合が著しく拡大したことも読み取れる（表2と表4を参照）。その原因としては、移行後期の経済構造改革と企業に対する国家規制の緩和が相乗効果をもたらしたことを指摘できる。

##### 4. 1 農業改革とその中小企業部門への影響

「農業企業の再編成に関する措置について」の政府決定に基づき、2000年から農業改革が実施され、非効率的な国有農業企業（シルカット、元コルホーズ・ソフホーズ）の解体、経営改善、農産物購入者と販売者間の契約関係の改善、土地と用水の利用と管理の合理化のための経済的ツールの導入、農村地域におけるインフラの整備、タシケント市以外の地域における農産物の卸売市場の発展が主な目的であった。

2007年までに国有農業企業のほとんどが解体され、民間農業経営体（フェルメル）として生まれ

変わった。これらの企業は使用されていた国有地を3年間のリース（法人は10から50年）契約で利用し、企業分類では中小規模の企業にあたる。その結果、新規に設立された中小企業の数のうち、年平均で63%は農業のものが占める割合となり（表6を参照）、その企業数は、2000年の5.4万社から2006年の24.4万社に急増し、そのうち、189.2千社は農業経営体の設立だった（表2を参照）。

なお、農業構造改革の結果として、農業の中小企業の数が増えただけでなく、中小企業の業種別構成にも変化をもたらされた（表2を参照）。さらに、農業経営体と個人農場の効率性は国有農業企業を上回ったために（表7を参照）、中小企業の国内総生産への寄与度は著しく増加した（表1を参照）。

#### 4. 2 国有企業の私有化とその中小企業部門への影響

移行前期には、中小規模の商業、飲食業と建設業における国有企業の私有化はほぼ完了したが、主要な鉱工業や通信等、経済部門の柱となる国有大企業の多くは未だに私有化されていなかった。さらに、国家による製造業の国有大企業への莫大な投資にもかかわらず、GDPへの製造業の寄与度は減少傾向にあった<sup>38)</sup>。そこで、国有大企業の生産性の向上、生産技術と設備の近代化を積極的に推進するために、2000年の「企業の非国有化および私有化についての年次プログラム」に基づき、これらの国有大企業の私有化及び再構築が始まった。

表6bに見るように、特に2001年から2004年にかけての期間、年平均1.6千社の大企業が私有化され、その際に、大企業の中小規模の部門（飲食店、交通サービス等）が独立し、株式会社やその他の民間所有形態の企業として登場した<sup>39)</sup>。特に、稼働率が50%以下の国有大企業に対し、活性化と健全化を目的に、外部の投資資金の誘導等を通じて再構築が図られた。つまり、収益の低い企業は、価格が段階的に減少していくダッチ方式競争入札（Dutch auction）、または無償譲渡により、財務パフォーマンス改善のために2年か3年の計画を実施する事を条件に、投資家の手にわたった<sup>40)</sup>。生産技術や設備の老朽化により収益性が低下、または慢性的な赤字を抱える大企業に対しては解体と清算が進められた。

その結果として、活動中の国有大企業の数は2001年の20,878社から2006年の12,715社まで減少し（表6bを参照）、この6年間の間に8,163千社で眠っていた生産資源（労働、資本、生産設備）が解放された。その結果、中小企業のための事業機会が急遽出現し、これらの生産資源を利用して新規に開業する中小企業の数が増加した（表6aを参照）。このように、国有大企業の解体と再構築の結果、スピンオフ企業と国有大企業から放出された生産資源を経営基盤とする新規開業企業の

創出がもたらされ、これが中小企業数の増加の大きな要因となったのである。

#### 4. 3. 国家規制の緩和

構造改革による非効率的で稼働率の低い国有大企業の整理に伴い、生産資源が解放され、中小企業が追求できる事業機会が大量に発生した。ただし、依然として経済活動に対しては広範な分野に国家規制が残存し高い参入障壁を形成していた。これが新規開業や事業拡大の意欲をそぎ、ビジネスの将来性に対する悲観的な態度から企業家を脱却させることを妨げていた<sup>41)</sup>。

そこで、中小企業の設備投資と新規開業を促進し、生産資源のより効率的な再配分遂行するためには、参入障壁の低減や、企業家が事業機会を追求できるよう支援する措置の実施が必要不可欠となった。このため、政府は以下のような企業家活動に対する国家規制緩和と新たな中小企業振興政策を実施することとなった。

##### 1) 税制の変容

ウズベキスタンの法人税は、1998年には26%だったが、2004年に18%、2005年に15%、2008年には10%と段階的に次々に、しかも大幅に引き下げられ、中小企業活動を促進する主な要因の一つとなった<sup>42)</sup>。また、総収益税も2003年の37%から2008年の24%へ、統一税は2004年には13%だったが2007年に10%、2008年には8%にまで削減された。また税負担の低減と税務行政の効率化を目的に、中小企業を対象に2005年7月から、税金の支払い方式の統一化が行われ、13%の税率での統一納税方式（農業企業は6%）が導入された<sup>43)</sup>。これは統一税、年金基金、道路基金及び学校教育基金への納入を代替するものとなった。さらに、2008年からは輸出企業に対して、法人税率が、自社製品が総輸出高の15%から30%を占める場合は30%の削減、30%以上の場合は50%の削減という新たな優遇措置が導入された<sup>44)</sup>。

##### 2) 資金調達

2006年に、マイクロクレジット銀行およびイポテカ銀行が設立され、国内の中小企業を対象にマイクロ融資を目的としている<sup>45)</sup>。例えば、イポテカ銀行は、51の地方の小規模銀行を通じて、2008年前半には180.6億スムを融資し、これは前年の同期に比べ138.8%増加している。なお、国際金融機関のクレジットライン、例えば、イスラム開発銀行からも300万ドルを調達している。商業銀行を通じては、2007年に200億スムが、また雇用促進基金によっては57億スムがマイクロ融資とし

て中小企業に貸し付けられた<sup>46)</sup>。そして、大企業の再構築・清算によって大量の失業者が発生する事を想定した政府は、私有化によって得られた収入の一部を中小企業への融資財源へ配分し、地方レベルでも「国民雇用の保障および企業家活動の促進についての国家プログラム」を制定し実施してきた<sup>47)</sup>。

### 3) 貿易取引

2003年から、政府は経常取引における為替管理と、貿易取引の対外経済関係省への事前登録義務を廃止するとともに、貿易取引用の通貨の交換制を導入し、国際貿易に付随する手続きを大幅に簡素化した<sup>48)</sup>。その結果として、国際貿易に従事する中小企業の数が増加傾向に転じ、その輸出入額に占める割合も2003年以降増加し始めた(表5を参照)。

### 4) リースの導入

2002年にはリース機関に対して税負担免除が導入され<sup>49)</sup>、2004年の政府決定の後には、減価償却の加速化が適用されるようになり、リースに付随される手続きが大幅に簡素化された<sup>50)</sup>。これを契機に、リース機関の数は2002年の14社から2006年の33社に増え、年間の新規リース契約件数、リース取引額は同期間に2倍以上になり、そのうちの60%以上が農業用機械のリース取引であった(表6cを参照)<sup>51)</sup>。なお、2006年から、リース取引によって得られた収入の全てが2009年までの期間に限り租税免除の対象となった。

### 5) 農村インフラ

2006時点までに、農村地域のコンサルティングセンターは460箇所、ビジネスインキュベーターは33箇所、その他のビジネス教育センターは273箇所が新設され、2008年までに、1,333の燃料・減摩剤販売店、915の鉱物肥料販売店、1,780の農業用投入物・機械販売店、1,676の用水利用者組合、そして国家購入用の原綿・穀物栽培者を対象に優遇融資を提供する1,203のミニ銀行が設立され、農業経営体と個人農場の経済活動に必要な市場インフラが整備されるようになった。

### 6) 行政障壁の撤廃

中小企業の活動を促進する目的で、行政手続きの大幅な簡素化が図られた。まず登記制については省庁間でばらばらだった受付窓口が統合され、登記の際に提出すべき書類の数が削減され、また

登記に要する期間の上限が2001年には31営業日だったのが、2002年に19営業日に、そして2004年には2営業日にまで引き下げられた<sup>52)</sup>。そして、国家登記の受付窓口で複数の許可を同時発行する制度も導入された<sup>53)</sup>。税務報告については、書式が簡素化され、中小企業の場合は、月毎の提出が四半期毎に変更された<sup>54)</sup>。ライセンス制についてはライセンスの種類が減らされ、その有効期限が5年以上に引き上げられた<sup>55)</sup>。またライセンス手続きの効率化（提出書類数の削減、許可発行窓口の統一、発行手数料の削減）が実施された<sup>56)</sup>。加えて、企業の財務状況の調査権限を持つ機関が、監督機関（税務署）に統一された。そして、中小企業の税務調査の頻度の上限は4年に1回、その他の企業は3年に1回にまで下げられ、新規中小企業については、設立2年以内は税務調査の対象外となった<sup>57)</sup>。また企業家の権利保護に関する措置が遂行され、給与支給のための預金口座への連続的なアクセスが保証されるようになった<sup>58)</sup>。

なお、改正民間企業法に基づき、製造業とサービス業における民間企業の増加促進に関する優措置が導入され、例えば私有化企業では株主の配当に対して5年間の免税措置が適用されるようになった。さらに、2004年の「私有化された企業の企業統治改善に関する措置について」の政府決定により、私有化企業では国家介入や国家所有株の削減を通じた企業統治と経営改善の促進が開始された。2005年には、民間部門の発展、競争と企業家精神の発展と促進、独占・寡占の防止、及び非公正取引に対する制裁発動を目的に、非独占化・競争促進国家委員会が設立され<sup>59)</sup>、構造改革における情報収集・分析機関としての活動を開始した<sup>60)</sup>。

このように、構造改革の効果と相まって、このような中小企業に対する国家規制の緩和や参入障壁の撤廃のための政策の実現の結果として、中小企業部門の国民経済への寄与度が急増した（表1）。なお、2004年以降、法人を設立する中小企業の寄与度は、個人労働活動のものを上回った事が明らかであり、これはビジネス環境の改善の現れとしてみなすことが出来る（表1と4を参照）<sup>62)</sup>。ただ、解体される国有大企業の数、特に農業部門において、今後減少していくと考えられ、これに伴い、新規開業企業の増加傾向も減少していく可能性は否定出来ない。

## 5. 終わりに

本稿では、移行改革が漸進的であるにも関わらず、中小企業部門の急速な発展を達成したウズベキスタンにおいて、構造改革の実施に伴う中小企業政策の変容とその中小企業発展へ与えた影響について分析を試みた。分析では、現在までの移行期17年を、漸進的改革の「移行前期」（1991 - 2000年）と、構造改革が深化した「移行後期」（2000 - 2006年）に分け、政策の成果を検討した。

移行前期のウズベキスタンの中小企業政策は、移行期の初期条件と政策上の必要性に強く規定されたものだった。つまり、製造業における国有大企業の支配が圧倒的であった状況で、中小企業に割り当てられた役割は、市場経済の原動力となる競争やイノベーションの促進というよりは、サービス業の発展や農村における雇用創出であった。一方で中小企業の経済活動に対する国家規制や介入が広範な分野に残存し、中小企業の大半は、法人を設立しない個人労働活動、簡素な日常サービスと小売業に集中していた。その結果、移行前期の9年間では国家支援政策の目標は達成されず、中小企業の発展水準は低水準に留まっていた。

他方、移行後期の中小企業政策は、経済構造改革の加速化により、国家規制の緩和や参入障壁の撤廃に重点を置いた支援政策に変容した。つまり、2001年から開始された農業部門改革と国有大企業の私有化により生産資源が解放され、莫大な数の事業機会が創出されたにもかかわらず、広範な国家規制と参入障壁によって中小企業の事業拡大意欲がそがれていた。そこで、新規開業を通じて解放された生産資源の効率的な利用を進めることが不可欠となり、政府は企業家を取り巻くビジネス環境を改善させる方針に転じた。その結果、構造改革とそれに応じて変容した中小企業政策の相乗効果によって、中小企業部門の国民経済への寄与が急速に増大した。加えて、中小企業に対する国家規制の緩和や参入障壁の撤廃の結果、個人労働活動だけでなく、事業を拡大し法人企業として経済活動を行い、またより多くの付加価値を生む企業の増加がもたらされた。

このように、本稿では構造改革とそれに整合的に変更された支援政策がウズベキスタンの中小企業発展へ与えた影響が検証された。本稿では構造改革と政策の影響の区別がデータの制約もあり明確にはなされていないが、本稿で議論したような中小企業政策の存在無しには、構造改革が創出した事業機会の効率的な事業化は極めて困難であったということは確かである。

## 注

- 1) International Monetary Fund (IMF) Public Information Notice (PIN) No. 2001~2007
- 2) 中小企業の定義は若干異なるが、双方が農業経営体 (крестьянские хозяйства) を含み、従業員数の上限を100人未満としている。個人農場 (фермерские хозяйства) を含まない。(Федеральная Служба Государственной Статистики (2007) *Малое Предпринимательство в России*, Москва, 151 c.)
- 3) 市民所有, 集団所有 (アレンダ企業, 集団企業, 協同組合, 会社・組合所有, 株式会社, 経済連合体, 社会組織, 及び地方組織), 国家所有, 混合所有, 国際組織, 外国法人という所有形態が導入され, 各所有形態間の法的な平等性が認められた (西村可明, 1995, p. 114)。
- 4) 経済活動を行うために, 国有企業に属する固定資産を賃借した企業。
- 5) 1990年の1千万人の労働力人口のうち, 39.3%は農業に集中していたのに対し, 製造業は24.1%である (Госкомстат Рuz, 1991)。
- 6) 例えば, 工業化が進展し, 加えて豊富な天然資源が存在するロシア・カザフスタンの政府は対照的

- に、経済の支柱となっている資源開発部門の独占的大企業を重視し、中小企業育成よりも大企業の維持と発展に経済政策の重点が置かれてきた。Ясин は、「ロシアにおいては小企業に対する支援政策は不十分であり、その理由としては安定的政権による政策運営の中では小企業活動のための余地がないことが挙げられる」と述べている(Ясин, Е., Чепуренко, А., Буев, В. (2003) *Малое Предприятие в России: Прошлое, Настоящее и Будущее*, Москва.)。
- 7) 例えば「経済改革深化、私有資産保護の保障と企業家活動発展に関する措置について」の大統領令(1994年)、「中小企業・私有企業家の追加的な発展振興策について」の大統領令(1995年)、「小企業活動及び私有企業活動発展促進について」の法律(1995年)等である。
  - 8) 1998年4月(2003年に修正)の『中小企業発展促進のための追加的措置に関する』共和国法によって定められた。
  - 9) 2003年の法改正により、2004年1月1日から中小企業のカテゴリーが廃止され、小企業従業員数の上限が製造業の大部分では100人、農業とその他の製造業では50人、サービス業・その他の非製造業では25人未満となり、マイクロ企業については製造業で20人未満、サービス業では10人未満に引き上げられた。
  - 10) 例えば、ロシアとカザフスタンでは、出資比率は25%以下であるべきと定められている。
  - 11) 中小企業の定義は1990年代前半に制定されたが、991年から1998年の間に幾度かの大幅な改訂を経ており、時点間の比較を困難にしている。このため、本稿の表で示す時系列データでは1998年以降のデータのみを記載している。
  - 12) 競争環境についてはカザフスタン、製造業とイノベーションについてはカザフスタンとロシアの中小企業国家支援プログラムの例が挙げられる。
  - 13) 1998年4月の「小ビジネスに対する簡素化された税制の適用について」の閣議決定に基づき導入された。
  - 14) 2001年9月の「民間企業家及び中小企業を対象とした商業銀行を通じた非国家予算基金のクレジットラインからの融資条件について」のウズベキスタン中央銀行の規定N108, 第7条によって定められている。
  - 15) 2000年の、公定歩合は24から30%の間で、当時のインフレ率は27%である。
  - 16) 2000年2月の「法人を設立した民間企業及び個人農場を対象とした商業銀行によるマイクロファイナンスの条件について」の中央銀行の規定N903, 第13条に規定されている。
  - 17) なお、これらの商業銀行の92%は国有または国営であった。
  - 18) 根拠法はウズベキスタン共和国税法典第72条である。
  - 19) ただし、原材料(綿繊維, 綿糸, リント, 石油, 石油製品, 凝縮ガス, 天然ガス, 電力, 非鉄金属, 黒色金属)を輸出する中小企業はこれに含まれない。
  - 20) 1997年10月の「商品・サービスの輸出を促進する追加的な措置について」のウズベキスタン大統領令, 第1節によって定められた。
  - 21) Госкомстат Рuz (1988 ; 1989 ; 1990 ; 1991)
  - 22) 岩崎 (2004, pp.135 - 139) , СЕЕР (2003, p.26)
  - 23) 地場産業を構成する中小企業のスピノフ以外に、従業員とその家族のための幼稚園, 学校等の教育施設や病院等の福祉施設の社会的サービスに加え、製品・原材料輸送手段, 従業員の交通手段, 多数の中小規模の修理サービス, 理髪店, 宿舎, 余暇施設, 喫茶店の提供といった各種サービスを提供する国有大企業傘下の中小規模部門もスピノフした。
  - 24) チャイハナとは街のあらゆる場所にみられる小規模の喫茶店である。
  - 25) 中小企業2000社を調査対象とした(IFC, 2002)。
  - 26) 特に、中国やトルコなどの近隣諸国から必需品や消費財を輸入する「担ぎ屋貿易」(Челноки)が多かった。
  - 27) 2001年の一年間だけで税率の変更, 新規の税の導入等を含め, 30以上の変更がなされた(IFC, 2002)
  - 28) (Ibid.)によると、回答者の62%は、収益の11から30%を隠匿していた。
  - 29) (Ibid.)によると、優遇融資について知っていたのは企業家の39%、マイクロファイナンスについては36%で、知っていた企業家のうち優遇措置とマイクロファイナンスに申請を行ったのは、それぞれ13%と9%で、申請の棄却率はそれぞれ60%と48%であった。
  - 30) 銀行部門は中小企業のビジネスプラン・期待事業成功率・収益率等を査定する能力に欠けており、また査定期間は長期化することが多かった(IFC, 2002)。
  - 31) 2001年には公定為替レートとブラックマーケットレートとの間には100%以上の差が存在した。
  - 32) 2000年6月の「公認銀行における輸出契約およびバーター契約の登記・実施に関する統制につい

- て」のウズベキスタン中央銀行の規程，第 2.1 節による。
- 33) IFC 調査によると，2001 年に 75%の企業家が法律の頻繁な変更のために，自らが従事している経済活動を規制する法的枠組みについて「よく分からない」と答えた。
  - 34) 合計で書類は 42 種類あり，登記期間は約 5 週間要した (IFC, 2003, p.44)。
  - 35) 「許可」とは，国家機関により逐一，発行され，企業家に対して特定の経済活動へ従事することを認可する公式書類である（「地域的な租税及び料金の国家予算への納入及び算定について」の国家税務局及び財務省の指令，N446，第三項，1998 年 6 月，2002 年 1 月訂正）。
  - 36) 実に 40 以上の国家機関が中小ビジネス活動に対する検査権を有し，公認の検査だけでも 5 種類（標準検査，特別検査，交差検査，短期検査，フォローアップ検査）が存在し，最低でも 30 日毎の立ち入り検査が認められていた（「経済主体のビジネス活動に関する国家統制について」のウズベキスタン共和国の法律，1998 年 12 月）。
  - 37) IFC (2002)。
  - 38) 1996 年から 2003 年の間に，平均して，投資の 34%，は製造業で行われており（平均して GDP の 11%），その半分以上が国家による投資であった。しかしながら，当該期間中，製造業の生産高の年平均増加率は 5%程度に留まり，2000 年には GDP の増加に対して 0.15%しか寄与しなかった。(ADB, 2005)
  - 39) ウズベキスタンの定義では，私有化企業は必ずしも純粋な民間企業を意味しない事に注意が必要である。例えば，51%以上の株式が国家によって支配されている持株会社や業界団体が，私有化企業の 25%以上の株を購入している場合が多くみられる (ADB, 2005, p.26)。
  - 40) 2003 年の「低収益，無収益，破綻国有企業私有化の加速化に関する追加的措置について」の政府決定。
  - 41) 2004 年の中小企業に対する調査によると，調査対象のうち固定資本へ投資した企業の割合は 2001 年の 53%だったが，2003 年には 19%にまで低下している (IFC, 2005)
  - 42) 世界銀行のプロジェクト (Business in 2005: Removing obstacles to growth, 2005) は，ビジネス活動への高率課税の影響について多くの国で研究を行い，「税率の 1%の削減は，企業数の 3.7%，売上高の 0.9%，雇用の 1.1%の向上を導く事が多くの国の経験から分かる」と結論付けている。
  - 43) 「小企業とマイクロ企業の発展促進に関する追加的措置について」の大統領令 (2005.06)
  - 44) 2007 年 12 月の「ウズベキスタンにおける主要経済指標の予測及び 2008 年度の国家予算」について大統領決定による
  - 45) Саёра Шоева, Узбекское Информационное Агенство 19.05.2008 16:03
  - 46) ウズベキスタンの財務省ウェブサイト (www.mfa.uz) の公開資料による。
  - 47) 例えば，2003 年の私有化による収入 (561 億スム) の，4.9%は中小企業への融資目的に，ビジネスファンドに注入され，残りの 30%は国家予算に，8.1%は地方予算に，8.1%は私有化企業に，52.1%は個別の政府決定に基づき配分された。
  - 48) 政府は，IMF の第 8 条の規定の受け入れを契機に，「国際貿易取引に関する外国為替取引の自由化の措置について」の閣僚会議決定 355 (2003 年 8 月)，「ウズベキスタンにおける国際貿易取引の一層の自由化に関する措置について」の大統領令 3321 (2003 年 9 月) 等を通じて，一連の自由化措置を採択した。
  - 49) リース機関には，リース企業だけでなく，リース業務にも従事する商業銀行やビジネスインキュベーター組織等が含まれる。
  - 50) 2002 年 8 月の「リースの将来的な発展に関する措置について」の大統領令に基づく。
  - 51) リース契約の平均期間は 3 年以下，平均リース取引額は 1.8 万ドルである (IFC, 2006)。
  - 52) 2001 年 8 月の「企業家の国家登記制の改善について」の閣議決定による。
  - 53) 2003 年 8 月の「新規開業企業の登記手続の根本的な改善について」の閣議決定による。
  - 54) 2005 年 6 月の「企業家のための報告制改善及び違法な報告要求に対する責任の強化について」の大統領決定による。
  - 55) 2002 年 6 月の「法定の経済活動へのライセンスに関する法執行に関する措置について」の閣議決定による。
  - 56) 2005 年 9 月の「企業家活動に関する許可手続きの簡素化及びその文書数の削減について」の大統領決定による。
  - 57) 2005 年 10 月の「企業家に対する調査の改善及び調査回数の一層の削減に関する措置について」の大統領令による。
  - 58) 2005 年 6 月の「企業家の権利保護の一層の改善に関する措置について」の大統領令及び 2005 年 8

- 月の「銀行口座からの非断絶的な現金引出の保証について」の大統領決定による。
- 59) 2005年4月の「ウズベキスタン共和国の非独占化・競争促進国家委員会の設立について」の大統領令による。
- 60) 例えば、2006年に委員会が631社をモニターした結果によると、2007年1月までの間に、464社が財務指標の改善、336社が月間平均生産高と販売高の20%以上の増加、111社が赤字から黒字へ転換し、119社の合弁企業が休眠中の生産設備を利用して設立され、12,576人分の雇用が創出され（うち、7,284人は企業の再設立による）、10社が再構築の過程にあった。
- 61) ただし、移行前期に比べると、移行後期には、中小企業が著しい発展を見せているのは確かだが、中小企業の発展水準は、特に製造業において依然として低い（World Bank, 2008）。

## 参考文献

1. 岩崎一郎（2004）『中央アジア体制移行経済の制度分析—政府 - 企業間関係の進化と経済成果』東京大学出版会、pp. 1-351.
2. 西村可明（1995）『社会主義から資本主義へ——ソ連・東欧における市場化政策の展開』日本評論者、pp. 1-300.
3. Asian Development Bank（2005）Private Sector Assessment for Uzbekistan, September, pp. 1-67.
4. Center for Effective Economic Policy（2002）Uzbekistan Economy: Statistical and Analytical Review, 2001, *USAID and EuropeAid Project*, Tashkent, pp. 1-122.
5. ——（2003-2007）Uzbekistan Economy: Statistical and Analytical Review, 2002-2006, *USAID and EuropeAid Project*, Tashkent.
6. Gibb, A.（1995）Entrepreneurship in Transition Economies: Back To the Future, *Economic Reform Today: Cultivating Entrepreneurship*, 3.
7. International Crisis Group（2003）Uzbekistan's Reform Program: Illusion or reality, *ICG Central Asia Report*, N46, February 18, pp. 1-45.
8. International Finance Corporation（2002-2006）*Business Environment in Uzbekistan as Seen by Small and Medium Enterprises in 2001-2005*. World Bank Group. Tashkent, pp. 1-131.
9. ——（2006）*Leasing in Uzbekistan*. World Bank Group. Tashkent, pp. 1-5.
10. Khalmurzaev, N.（2000）Small and Medium-Sized Enterprises in the Transition Economy of Uzbekistan: Conditions and Perspectives, *Central Asian Survey*, 19/2, pp. 281-286.
11. McIntyre, R.（2003）*Small Enterprises in Transition Economies: Causal Puzzles and Policy-Relevant research in Small and Medium Enterprises in Transitional Economies*, United Nations University, p. 17.

- 1 2. McMillan, J. and Woodruff, Ch. (2002) The Central Role of Entrepreneurship in Transition Economies, *Journal of Economic Perspectives*, Vol.16, N.3, pp. 153-179.
- 1 3. OECD (1999) *Stimulating Private Entrepreneurship in Transition Economies*.
- 1 4. ——— (2001) *Businesses' Views on Red Tape: Administrative and Regulatory Burdens on Small- and Medium-Sized Enterprises*, Paris and Washington, D. C. : Author.
- 1 5. Smallbone, D. and Welter, F. (2001) "The Distinctiveness of Entrepreneurship in Transition Economies," *Small Business Economics*, 16, pp. 249-262.
- 1 6. UN (1995) Entrepreneurship in Transition Economies, *ECE/W.1*, UN, New York
- 1 7. WB (2002) *Transition: The First Ten Years: Analysis and Lessons for Eastern Europe and the Former Soviet Union*, p. 128.
- 1 8. ——— (2008) *Entrepreneurship Database*.
- 1 9. ——— (2008) *Doing Business in 2008*.
- 2 0. Абагуров, В., Саматов, Г., Рустамов, Д., (2000) Малый и Средний Бизнес в Узбекистане как Приоритет Государственной Политики, *Рынок, Деньги и Кредит*, 09, Ташкент, стр.45-51.
- 2 1. Исаходжаев, А. (2002) Роль Малого Бизнеса в Экономике Узбекистана, *Вопросы Экономики*, 4, стр. 87-91.
- 2 2. Государственный Комитет Республики Узбекистан по Статистике (1988, 1989, 1990, 1991) *Народное Хозяйство Узбекской ССР в 1988 (1989, 1990, 1991) г.*, Узбекистан, 367 с.
- 2 3. Государственный Комитет по Прогнозированию и Статистике Республики Узбекистан (1992) *Народное Хозяйство Республики Узбекистан в 1991 г.*, Ташкент, 288 с.
- 2 4. Госкомстат Республики Узбекистан (2005) *Статистический Ежегодник Республики Узбекистан 2004*, Ташкент, 396 с.
- 2 5. Госкомстат Республики Узбекистан (2007) *Статистический Ежегодник Регионов Узбекистана 2006*, Ташкент, 200 с.

**表1 主要経済指標にみる中小企業発展の推移**

	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
付加価値額（十億スム）	619.5	1009.2	1654.9	2577.8	3443.2	4339.5	7390.5	8739.7
%	(29.1)	(31.0)	(33.6)	(34.6)	(35.0)	(35.6)	(38.2)	(42.1)
うち法人中小企業	(12.6)	(13.1)	(14.8)	(15.7)	(16.5)	(18.6)	(21.5)	(23.5)
うち個人労働活動	(16.5)	(17.9)	(18.8)	(18.9)	(18.5)	(17.0)	(16.7)	(18.6)
就業者数（千人）	647.7	745.3	801.8	900.3	1,062.2	1,349.0	1,386.9	1,848.0
%	(47.0)	(49.7)	(53.0)	(54.5)	(56.7)	(60.3)	(65.5)	(69.3)
企業数	159,700	182,960	201,887	239,497	243,413	277,362	308,712	384,132
うち活動中企業数	125,600	149,257	177,678	215,710	210,135	237,502	268,636	346,062
%	(66.8)	(88.3)	(89.5)	(91.3)	(92.2)	(93.5)	(94.8)	(96.5)
就業者一人あたり付加価値額（千スム）	956.4	1354.1	2064.0	2863.2	3241.6	3216.8	5328.8	4729.3
人口千人あたり中小企業数	—	6.0	7.1	8.6	8.3	9.2	10.3	13.2
就業者総数（千人）	—	4462.7	4842.5	5086.4	5436.7	5974.9	6602.5	7258.6
GDP年成長率（%）	4.3	3.8	4.2	4.0	4.2	7.4	7.0	7.3

出展：Госкомстат Рүз (2005 ; 2007), Center for Effective Economic Policy (2002 - 2007) ,

ADB (2005) に基づき筆者作成。

**表2 2000年以降の業種別の中小企業数の推移**

	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
鉱工業	—	14,798	16,803	19,755	20,720	20,067	19,488	20,778
農業	—	54,308	72,244	101,773	120,087	146,247	176,867	244,386
建設業	—	8,906	9,916	11,053	10,570	10,940	11,698	12,874
商業及び飲食業	—	42,360	46,552	48,102	41,867	41,907	40,956	44,400
その他サービス業	—	28,885	32,163	35,027	16,891	18,341	19,627	23,624

注) 個人労働活動を除く。

出所：Center for Effective Economic Policy 各年版に基づき、筆者作成。

表3 1998年以前の中小企業の業種別構成

	1994	1995	1996	1997	1998
中小企業総数	100	100	100	100	100
鉱工業	15.9	14.8	15.0	13.5	16.8
農業	3.1	2.4	2.5	2.2	1.9
建設	14.2	11.5	13.1	12.2	9.5
商業及び飲食業	33.5	52.2	52.9	56.7	60.4
その他	33.2	18.9	16.5	15.5	11.4

注1) 当該期間には中小企業の定義が頻繁に変更されているため、%表示とした。

2) 個人労働活動を除く従業員数200人未満の企業。

出所：Khalmurzaev (2000)

表4 各業種の総生産に占める中小企業の割合 (%)

	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
製造業	10.5	11.3	14.1	14.1	10.1	10.0	9.4	10.0
うち個人労働活動	—	4.2	6.0	5.5	4.2	3.9	3.5	—
農業	68.0	72.4	75.6	76.4	78.1	81.1	85.7	94.2
うち個人労働活動	—	66.0	66.3	65.5	63.0	50.7	60.2	—
商売	45.6	45.9	45.8	43.8	42.4	42.2	43.7	45.3
うち個人労働活動	—	32.2	32.0	30.1	29.7	27.8	27.1	—
有料サービス	35.9	37.9	39.9	41.3	45.4	47.9	52.5	50.9
うち個人労働活動	—	32.2	34.1	34.9	39.0	41.6	44.7	—

出所：CEEP (2002 - 2007) と ADB (2005) に基づき筆者作成。

表5 対外貿易活動に占める中小企業の割合

	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
輸出額 (%)	29.4	10.2	9.0	7.5	6.9	7.3	6.0	10.7
輸入額 (%)	35.5	27.4	26.9	24.9	33.0	32.7	33.7	34.5
輸出入取引参加企業数	2,400	2,800	2,500	2,700	3,200	3,800	3,900	4,000

出所：CEEP (2002 - 2007) に基づき筆者作成。

表6 構造改革に関する指標

a	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
新規開業中小企業数	34,609	34,194	47,239	41,936	51,728	58,469	92,526
うち農業	18,809	18,093	30,369	24,329	32,550	40,106	71,889
b							
私有化件数	374	1,449	1,912	1,519	1,228	980	673
国有大企業数	19,697	20,878	20,684	17,899	16,512	14,598	12,715
c							
リース機関数			14	21	23	28	33
年間新規リース契約件数			2,621	2,817	2,810	4,078	5,630
年間契約額 (百万米ドル)			41.1	37.9	43.4	81.2	107.6

出所：Госкомстат Рун (2005、2007) , CEEP (2002-2007) , ADB (2005) に基づき筆者作成。

表7 農業企業の指標

	2005			2006		
	国有企業	農業経営体	個人農場	国有企業	農業経営体	個人農場
企業数 (千社)	7.3	125.7	4,544.0	3.2	189.2	4,631.7
使用土地面積 (千 ha)	1,064.7	3,775.3	509.3	472.0	4,953.2	507.6
就業者数 (千人)	—	954.2	—	—	1,381.1	—
全農業生産高に占める割合	15.3	24.5	60.2	6.1	32.2	61.6
作物別の収穫率 (100kg/ha)						
原綿	27.7	24.5	—	27.2	24.5	—
穀物	37.3	38.3	52.2	35.6	40.3	56.2
小麦	39.6	39.7	54.5	37.1	41.7	55.2
米	30.4	30.7	47.6	32.9	32.2	44.2
野菜	168.1	181.6	230.7	169.6	206.2	233.6
葡萄	50.5	51.0	94.7	53.8	58.0	89.8

出所：CEEP (2002 - 2007) に基づき筆者作成。